平成二十九年農林水産省告示第九百七十四号（かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者が大西洋条約海域において採捕するくろまぐろ若しくはみなみまぐろ又はこれらの製品の陸揚港を指定する件）の一部を改正する告示について

令和８年３月
水産庁国際課

１　現行制度の概要

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第５号。以下「許可省令」という。）第 24 条第１項において、漁業法第 36 条第１項の規定に基づく許可を受けたかつお・まぐろ漁業者は、当該漁業の漁業取締りその他漁業調整のため農林水産大臣が告示して当該漁業の漁獲物又はその製品の陸揚港を指定した場合、特定の場合を除き、当該指定された陸揚港以外の地に当該漁業の漁獲物等の陸揚げをすることが禁止されている。

これは、地域漁業管理機関において我が国の割当量が定められている大西洋くろまぐろ等の漁獲物等の陸揚時の検査を限られた取締官によって適正かつ効率的に行うために陸揚港を限定するものである。

この規定に基づき、平成 29 年農林水産省告示第 974 号（かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者が大西洋条約海域において採捕するくろまぐろ若しくはみなみまぐろ又はこれらの製品の陸揚港を指定する件）において、大西洋くろまぐろ等の漁獲物等の陸揚港を具体的に指定している。

２　改正の趣旨

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第 66 号）において新設された特別管理特定水産資源として、漁業法施行規則（令和２年農林水産省令第 47 号）第 16 条の２において、太平洋に生息するクロマグロ（*Thunnus orientalis*）を「くろまぐろ」として指定した。

これを受け、許可省令別表第４中、大西洋に生息するタイセイヨウクロマグロ（*Thunnus thynnus*）を意図して、「くろまぐろ」と表記していたものについて、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令（令和７年農林水産省令第 24 号。令和７年５月 30 日公布、令和８年４月１日施行。）により、これを「大西洋くろまぐろ」と改めている。

これらを踏まえ、当該告示の「くろまぐろ」の記載についても「大西洋くろまぐろ」に改める改正を行う。

３　施行期日

令和８年４月１日　施行